

フィリピン投資ガイド 2013年版

*This business guide
is specially prepared
for the benefit of
potential investors
from Japan*

2013



pwc

Isla Lipana & Co.

***This Guide was
specially prepared
for the benefit of
potential, as well as
existing, investors
whom we consider
major business
partners in shaping
the future of the
Philippine economy.***

© 2013 Isla Lipana & Co. All rights reserved.

PwC refers to the Philippine member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

Isla Lipana & Co. helps organisations and individuals create the value they're looking for. We're a network of firms in 158 countries with more than 180,000 people who are committed to delivering quality in assurance, tax and advisory services. Tell us what matters to you and find out more by visiting us at www.pwc.com/ph.

How to Invest in the Philippines

A business guide
2013 edition

はじめに

本ガイドブックは、フィリピン進出を検討している日本企業の皆さまを主な対象として、フィリピン政府の外国投資に対する基本方針、法人設立の概要、各種優遇措置、会計報告フレームワーク及び税制一般についての情報を纏めたものです。2010年7月のアキノ政権発足以降、同政権の汚職や腐敗に対する地道な取り組みが徐々に成果を出しつつあり、また昨今は政治状況も安定しており、底堅い経済成長が続いています。更に、ASEAN圏で第2位の1億人に迫る人口を誇り、英語が公用語のフィリピンは、英語でコミュニケーション可能な豊富な若年労働力を容易に確保できることから、特に労働集約型の製造業やIT企業等の進出先として、今再び注目を浴びています。

私共Isla Lipana & Co.（イスラ・リパナ・アンド・カンパニー）は、国際的会計事務所であるPwC（プライスウォーターハウスクーパース）のフィリピンメンバーファームとして、皆さまのビジネスにとり有用な様々な情報の発信を行っています。フィリピンの主要な会計事務所のなかで最古の歴史を誇る当ファームは、設立から91年以上にわたり、監査、税務、アドバイザリーを中心とした分野において、グローバルな視点からプロフェッショナルアドバイスを提供して参りました。本投資ガイドが皆さまのフィリピンビジネス成功の一助となれば幸いです。

なお、本投資ガイドは、2013年8月時点で入手可能な情報に基づいており、また、各種制度の概要を紹介することを主眼として作成しています。法を実際に適用する際の影響は、個別の事実や前提により異なるてくる可能性があるため、実際に何らかの行動を起こされる際には、事前に必ずプロフェッショナルからのアドバイスを受けて頂きますようお願い申し上げます。

PwCフィリピン

日系企業部

2013年8月

Isla Lipana & Co., the Philippine member firm of PricewaterhouseCoopers
29th Floor Philamlife Tower
8767 Paseo de Roxas
Makati City 1226
Philippines

Telephone: [+63] (2) 845 2728

Contents

フィリピン進出の概要	1
証券取引委員会(SEC)	3
1. なぜ証券取引委員会 (SEC) に登録が必要なのですか？	3
2. 一般的な進出形態としてどのような選択肢がありますか？	3
3. PEZA (フィリピン経済区庁) とSEC申請を同時にすることは可能ですか？	5
4. 取締役はフィリピン居住者である必要がありますか？	5
5. 外国投資家は企業を100%所有できますか？	6
6. 外資が40%に制限されている場合、 事業のコントロールを握るにはどうすればよいでしょうか？	6
7. 土地の所有規制はありますか？	6
8. 取締役や役員をフィリピン国民またはフィリピン居住者 にしなければなりませんか？	7
9. 現地法人（内国法人）の引受け及び払込資本金の最低額は？	7
10. 利益送金にかかる税金は？	7
内国歳入局 (BIR).....	8
1. 内国歳入局 (BIR) とはどのような機関ですか？	8
2. BIR登録に際しての留意点は？	8
PEZA (フィリピン経済区庁) 等の投資促進機関	9
1. フィリピンの主な投資促進機関は？	9
2. 登録企業が受けられる主な優遇措置は？	10
3. 優遇措置は譲渡することができますか？	11
4. PEZA申請時に注意すべき点は？	12
5. 申請書類が登録要件を満たしている場合、 PEZA理事会の承認を得るまでにどのくらいの期間を要しますか？	12
フィリピン中央銀行 (BSP).....	13
1. 資本投資をフィリピン中央銀行 (BSP) に登録する必要がありますか？	13
2. 銀行を通さずに資本投資を送金することはできますか？	13
3. 資本投資は直ちにフィリピン・ペソへの転換が必要ですか？	13
4. 資本投資の本国引揚、利益送金に関する現行の規制は？	13
小売業について	14
1. 外国投資家はフィリピンの小売業に参入できますか？	14
2. 「小売業 (Retail Trade)」の定義は何ですか？	14
3. フィリピンの小売業に外資はどの程度参入できますか？	14
4. 外国小売業者の資格基準はなんですか？	15
フィリピンの会計制度及び財務報告フレームワーク	16
1. 会計制度全般について	16
2. 会計期間	16
3. 監査制度	17
4. 会計書類	17

フィリピン税制について	18
1. フィリピンにおける主な租税の種類	18
2. 法人所得税全般	18
3. 法人所得税率について	19
4. 損金に関する定め	19
5. 最低法人税制度 (Minimum Corporate Income Tax)	19
6. 繰越欠損金制度 (Net Operating Loss Carry Over)	20
7. 不当留保金課税制度(Improperly Accumulated Earnings Tax)	20
8. 法人所得税の申告と納税期限	21
9. 拡大源泉税 (Expanded Withholding Tax)	21
10. 拡大源泉税の申告と納税期限	22
11. 最終源泉税 (Final Withholding Tax)	22
12. 非居住外国法人に対する所得の支払い	23
13. 最終源泉税申告と納税期限	23
14. 特定の事業に課されるパーセンテージ税	23
15. 物品税	24
16. 印紙税	24
17. キャピタルゲイン税	24
18. 地方税	24
19. 個人所得税	25
20. 紙与所得にかかる源泉税の申告と納税期限	26
最近の税務上のトピック	28
1. 移転価格ガイドライン（歳入規則第2-2013）の公表	28
付録 I	29

フィリピン進出の概要 外国投資に対する基本方針

フィリピン政府は雇用機会創設、生産性向上、輸出増加、経済発展の基盤を提供する外国投資を歓迎しています。投資に関する法律は外国投資の受け入れを推し進める形で整備されてきました。この基本方針は今後も変わらないものと考えられます。

また、主要な投資関連法規として「1987年オムニバス投資法」と「1991年外国投資法」があります。1991年外国投資法では、フィリピン国内における外資比率を40%に制限する規制が撤廃され、「外国投資ネガティブリスト」の指定業種（付録I）を除いて、100%までの出資が認められるようになりました。

外国企業がフィリピンで事業を行う場合、通常は現地法人、支店、駐在員事務所が主要な進出形態となります。また他にもパートナーシップ、リージョナル本部(RHQ)、リージョナルオペーレーティング本部(ROHQ)などの事業形態を探ることも認められています。ただし、いずれのケースにおいても、必要な書類を準備して、規制当局であるSEC（証券取引委員会）に法人登録をすることがまず必要となります。

よって、法人設立の基本的な流れとして、最初にSECへの登録を行い、その後、優遇措置を受ける場合は、PEZA（フィリピン経済区庁）やBOI（投資委員会）への登録を行うことになります。その他、フィリピンの国税庁にあたるBIR（内国歳入局）、各種社会保障制度（社会保険庁、住宅積立基金、フィリピン健康保険組合）、地方自治体(LGU)、フィリピン中央銀行(BSP)等への登録を進めていく流れです。

本投資ガイドでは、実務で多く利用されている進出形態である現地法人、支店、駐在員事務所について、その特徴と設立手続きの概要を解説します

証券取引委員会(SEC)

1. なぜ証券取引委員会 (SEC) に登録が必要なのですか？

SECはフィリピンで設立されるすべての法人及びパートナーシップの登録、許認可発行、規制、監督を行なう政府機関です。フィリピンで事業を行なう外国企業の現地法人や支店も対象となります。SECへの登録によって、初めてフィリピンで事業を行うことができるようになるため、フィリピンでの法人設立における最も重要なプロセスといえます。なお、SEC登録後、その他の行政機関への登録も可能となります。

2. 一般的な進出形態としてどのような選択肢がありますか？

前述の通り、フィリピンへの進出形態として、実務的には現地法人、支店、駐在員事務所の3つの方法がよく利用されています。但し、それぞれメリットとデメリットがあるため、貴社の事業計画・事業戦略に基づいた慎重な選択が必要となります。以下、それぞれの特徴と設立に際してのSECの要求事項等を表に纏めました。

	現地法人	支店	駐在員事務所
メリット	本社との責任関係の明確な分離 現地社員の意欲の向上	本店費用の配賦、控除可能 設立手続が比較的簡易	本店費用の配賦、控除可能 設立手續が比較的簡易

	現地法人	支店	駐在員事務所
デメリット	本社費用の控除不可 独立した法人形態を整える必要性がある	国外本店が支店を介さずフィリピンで直接行う取引につき、見做し課税されるリスクあり。 支店の債務につき本店への責任遡及あり。	法律で活動内容が情報収集や調査等に限定されており、所得を稼得する営業活動は認められない。
初期送金額 (最低資本金)	US\$200,000 (PEZA企業でない場合)	US\$200,000 (PEZA企業でない場合)	US\$30,000
外資比率	規制業種を除き、原則100%可	100%	100%
法人登録申請料	授権資本額の1%の5分の1もしくは引受資本額の1%の5分の1のいずれか高い方	初期送金額の1%	初期送金額の1%の10分の1
法人登録の際のその他費用	印紙税 (引受払込資本額の0.5%)	PHP100,000の政府証券 の差入れなど	なし
法人登録にかかる期間	全ての必要書類を提出後、SECの承認が下りるまで通常は10～15営業日	全ての必要書類を提出後、SECの承認が下りるまで通常は10～15営業日	全ての必要書類を提出後、SECの承認が下りるまで通常は10～15営業日
法人登録のための主な必要書類	社名確認書 現地法人の定款及び付属定款 財務役宣誓書 送金証明書 預金証明書 登録情報書 注) 定款等がフィリピン国外(例:日本)で署名される場合、公証及び在日フィリピン大使館等における認証手続が必要	社名確認書 本店の定款及び付属定款 本店の取締役会決議書 本店の監査済み財務諸表 送金証明書 預金証明書 登録情報書 注) 本店(例:日本)から取り寄せる書類については、公証及び在日フィリピン大使館等における認証手続が必要	社名確認書 本店の定款及び付属定款 本店の取締役会決議書 本店の監査済み財務諸表 送金証明書 預金証明書 登録情報書 注) 本店(例:日本)から取り寄せる書類については、公証及び在日フィリピン大使館等における認証手続が必要

	現地法人	支店	駐在員事務所
法定役員	社長、秘書役（フィリピン国籍）、財務役（フィリピン居住者）の会社役員 取締役・発起人（5名～15名） 注）取締役は最低1株を引受けなければならない。	居住代理人（フィリピン居住者） 注）居住代理人は支店長と兼務可	居住代理人（フィリピン居住者）
法定報告要件	監査済み財務諸表、年次報告書(General Information Sheet)、各種申告書（月次・四半期・年次）など	監査済み財務諸表、年次報告書(General Information Sheet)、各種申告書（月次・四半期・年次）など	監査済み財務諸表、年次報告書(General Information Sheet)、各種申告書（月次・四半期・年次）など
法定監査	原則要	原則要	原則要
法人所得税	30%もしくは2%最低法人税	30%もしくは2%最低法人税	適用なし（所得の稼得が認められていないため）
法人所得税の課税対象	全世界所得	フィリピン源泉所得	適用なし
利益送金にかかる税金	非居住外国法人（例：親会社）に対する配当金は通常30%の最終源泉税。但し、日比租税条約の適用申請をした場合、10%まで軽減が可能。	利益送金額の15%但し、税法規定により、PEZA登録の支店は利益送金税が免除される。	適用なし

3. PEZA（フィリピン経済区庁）とSEC申請を同時に行うことは可能ですか？

はい。SEC申請とPEZAやその他投資促進機関への申請を同時期に行なうことは可能です。但し、PEZA、その他投資促進機関における最終承認には、SECへの登録が完了していることが前提条件となります。

4. 取締役はフィリピン居住者である必要がありますか？

現地法人の場合、取締役の過半数はフィリピン居住者であることが求められます。また、フィリピン会社法により、取締役の人数は5人以上15人以下と定められています。従って、取締役の総数が5人の場合、3人がフィリピン居住者である必要があります。なお、過半数がフィリピン居住者であることが求められており、必ずしもフィリピン人である必要はありません。

5. 外国投資家は企業を100%所有できますか？

外国投資法が緩和されたことに伴い、2012年11月22日発効の第9次外国投資ネガティブリストに記載されている分野を除き、原則的にすべての分野で外資100%所有が可能です。ネガティブリストに含まれている分野の詳細は付録Iをご参照下さい。

6. 外資が40%に制限されている場合、事業のコントロールを握るにはどうすればよいでしょうか？

一般的に、企業の支配権は企業運営の方針決定に影響力を持つグループにあり、こうした支配権は議決権付株式の過半数を保有することにより確実なものとなります。よって、議決権付株式の保有が過半数未満の場合は、多数派株主の分散やライセンス契約等により、実質的な支配権を握ることが考えられます。また、信頼できるフィリピン人パートナーを見つけることが重要な点は言うまでもありません。

なお、2013年5月にSEC通達 (SEC Memorandum Circular No.8) が公表され、外資規制事業についての持株比率の考え方が明確に示されました。つまり、例えば外資比率が40%に制限されている事業の場合、1. 取締役選任の際の議決権付き株式、2. 議決権の有無は関係ない全ての株式、の双方の保有比率が当該40%を遵守していることが求められます。

7. 土地の所有規制はありますか？

はい。第9次ネガティブリスト（付録I）に記載の通り、フィリピン憲法等の規定に基づき、外国資本の会社は土地を取得することができません。よって、日系企業が製造業としてフィリピン進出する場合、外資100%の製造会社を設立する一方、フィリピン人パートナーをマジョリティとする土地所有会社を設立する実務が広く行われています。外国資本は当該土地所有会社に40%まで出資でき、残りの60%はフィリピン人パートナーが株主となります。

この場合、土地所有会社が、所有する土地を製造会社にリースする形になります。また、土地所有会社設立以外の選択肢として、製造会社が工業団地の土地所有者と長期リース契約を結ぶ方法も考えられます。

8. 取締役や役員をフィリピン国民またはフィリピン居住者にしなければなりませんか？

現地法人の場合、取締役の過半数はフィリピン居住者、秘書役は居住フィリピン国民でなければなりません。また、法律上の規定ではありませんが、SECは財務役もフィリピン居住者であるよう指導しています。また、外資規制のある分野に従事している企業については、外国人取締役の比率は外資比率を超えてはならず、且つ社長、秘書役、財務役の会社役員は全員フィリピン人であることが求められます。

9. 現地法人（内国法人）の引受け及び払込資本金の最低額は？

現地法人を設立する場合、授権資本の100%以上を引受ける必要があります。また引受資本の25%以上を払込する必要があります。但し、外国人（個人）もしくは外国法人が引受ける場合には、引受資本につき、全額払込しなければなりません。部分引受は一定の条件の下でのみ認められます。

10. 利益送金にかかる税金は？

外国法人の支店が本店に送金した利益は15%の税率で課税されます。但し、支店がPEZAに登録する場合、税法（内国歳入法）の規定により利益送金税が免除されます。一方、現地法人から国外の親会社（非居住外国法人）への配当は通常30%の税率で課税されます。但し、フィリピンとの間に租税条約が結ばれている国については、租税条約の適用申請を事前にBIRに行うことにより軽減税率を適用することができます。なお、フィリピンが締結しているほとんどの租税条約は、配当送金について10%の特別税率を認めています。

内国歳入局 (BIR)

1. 内国歳入局 (BIR) とはどのような機関ですか？

内国歳入局 (Bureau of Internal Revenue) はフィリピンの税務当局であり、SECへ登録した企業はその後速やかにBIRにも登録を行い、納税者番号 (Tax Identification Number) を取得するとともに、登録証明書 (Certificate of Registration) を発行してもらう必要があります。なお、SEC登録が完了した段階から、印紙税その他様々な種類の税金の納税義務が生じるため、税務当局や会計事務所等の専門家に予め確認し、各種税金の申告期限についての正確な情報を入手しておくことが重要です。

2. BIR登録に際しての留意点は？

既述の通り、フィリピンでは年度の法人所得税申告のみならず、税種類によって四半期申告（法人所得税）、月次申告（源泉税、印紙税等）なども要求されるため、各税金の申告期限がいつなのか、正確に把握することが重要です。法人の設立時においては、通常、株式の発行及び事務所の賃貸借契約に係る印紙税の申告義務が生じます。その後、月次で生じる源泉税の申告義務にも留意する必要があります。

また、事業開始後に使用する領収書 (Official Receipt)、請求書 (Invoice)、その他の証憑 (Supplementary Receipts) についてはBIRの許可を得て、BIR指定の業者により印刷したものを使用する必要があります。また、会計帳簿（総勘定元帳、補助元帳）についても、使用前に予めBIRへの登録が必要となります。

PEZA（フィリピン経済区庁）等の投資促進機関

1. フィリピンの主な投資促進機関は？

外国投資家が各投資促進機関により優遇措置の恩典を受ける場合、その営む事業の種類や事業を行なう場所等に応じて以下の政府機関に申請を行います。なお、フィリピンには下記以外にも数多くの投資促進機関や奨励措置が存在しますが、進出日系企業の多くは概ね以下の機関のいずれかに登録しています。

政府系機関	所在地等
フィリピン経済区庁(PEZA) www.peza.gov.ph	PEZA Building, Roxas Boulevard corner San Luis Street, Pasay City 電話 +63 (2) 551-3436 / 551-3438 (Office of the Director-General) プロジェクト地区: PEZA管轄の特別経済特区
投資委員会(BOI) www.boi.gov.ph	Board of Investments (BOI) Industry & Investments Bldg., 385 Sen. Gil Puyat Avenue, Makati City 電話 +63 (2) 895-3657
スビック湾岸都市庁(SBMA) www.sbma.com	Building 229, Waterfront Road, Subic Bay Freeport, Olongapo City 電話 +63 (47) 252-4000 プロジェクト地区: スビック湾自由港
クラーク開発公社(CDC) www.clark.com.ph	Building 2127, E.L. Quirino street, Clark Freeport Zone, Pampanga 電話 +63 (45) 599 9000 プロジェクト地区: クラーク特別経済区

2. 登録企業が受けられる主な優遇措置は？

フィリピン経済区庁 (PEZA) の優遇措置?

1995年特別経済区法に基づき、フィリピン経済区庁 (PEZA) はエコゾーンの開発、運営、管理を行なっています。既述の通り、フィリピンには様々な投資促進機関及び投資奨励措置が存在しますが、与えられるインセンティブの種類の多様さ等に鑑み、実務上はPEZAの優遇措置が進出日系企業に最も多く利用されているといえます。

登録事業の種類及び概要	優遇措置
輸出型製造業 (輸出型製造業とは、生産物の少なくとも70%の輸出を行い、製造、組立て、加工を行う事業のことである。)	<p>商業生産開始後4年間、最長8年間の法人所得税の免税期間が与えられる。</p> <p>また、法人所得税の免税期間終了後は、原則として全ての国・地方税の代わり（但し、源泉税と土地固定資産税を除く）に総所得5%を納めれば足りるという、5%総所得課税期間に移行することができる。また、当該5%総所得課税期間については現時点で期限の定めなし。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 輸入資本財、部品、原材料の関税免税・ 総売上の30%までの比国内販売可・ 埠頭税、輸出税、手数料等の免除・ 通信、電力、水道代を含む現地購入品の付加価値税・ (VAT: Value Added Tax) をゼロとする。・ 工場に実際に据え付けられ使用されている機械装置については初期3年間は固定資産税の免税・ 地方政府への各種支払（市長許可、事業許可、専門職/職の従事/訪問料許可、健康証明料、サニタリー検査料、ゴミ処理料）の免除・ 外国人の雇用・ 輸出入手続きの簡便化・ 外国人投資家・家族のための特別ビザ、等

登録事業の種類及び概要	優遇措置
IT企業 (売上の70%を海外の顧客から上げており、ITソフトウェア、ITシステムを用いたサービスを行っているもの。)	法人所得税の免税期間、5%総所得課税期間等の基本インセンティブは輸出型製造業と同じ。その他のインセンティブはPEZAから発行されるCertificationに記載される。 なお、IT企業と一言でいってもその範囲は広く、BPOビジネス、コールセンター、ソフトウェア開発事業などに加えて、アニメ制作、オンライン英会話事業等がIT企業として登録しているケースも見られる。
物流及び倉庫業 (PEZA輸出型製造業向けの倉庫施設の運営、PEZA輸出型製造業への原材料の販売を業とする企業。)	輸入原材料の税・関税免税及び付加価値税0%。 なお、法人所得税の免税期間、5%総所得課税期間等の恩典はない。
施設提供事業 (輸出型製造業やIT企業向けに施設（工場、ITビル等）をリースする事業。)	法人所得税の免税期間はないが、国税や地方税に代わっての5%総所得課税の恩典が与えられる。 付加価値税の免税 PEZA区域内の施設の資材の輸入に関する税・関税免税

上記の一覧に纏めていますが、PEZAから受けられる優遇措置は、事業の種類によって異なります。最もポピュラーな輸出型製造業の場合、法人所得税について、パイオニア事業の場合は商業生産開始後6年間、非パイオニア事業の場合は4年間にわたって免除になります（インカムタックスホリデー略称ITH）。また、PEZAが定めた一定の要件を満たす場合、パイオニア事業で最大で8年間のITHを享受することができます。更に登録事業に直接必要な資本財、原材料、機械設備の輸入時の関税等も免税となり、また、仕入にかかるVATゼロレートの恩典もあります。

またITH期間終了後は、全ての国税及び地方税に代わり、総所得（売上総利益に近い概念）の5%納付をもって最終税額とする、いわゆる5%課税期間に移行することができます（但し、源泉税と土地の固定資産税は除く）。2013年8月現在、当該5%課税期間については特段の期限が定められておらず、PEZA登録企業は長期的な税務メリットを享受する事が可能となっています。なお、ITエコゾーンに入居し、PEZAに登録するIT企業も概ね輸出型製造業と同様の優遇措置を受けることができます。

3. 優遇措置は譲渡することができますか？

一般的に、投資優遇措置を譲渡することはできません。ただし、投資優遇措置は登録されたプロジェクトに付随しており、優遇措置を付与した機関の裁量により、特定の権利を次のプロジェクト所有者へ持ち越されることは有り得ます。

4. PEZA申請時に注意すべき点は？

PEZA申請時に起こりうる問題として、PEZA等が設ける基準に不適格であること、必要書類や情報の未提出などが挙げられます。PEZA申請の際には、貴社プロジェクトの将来計画等を記載した「プロジェクト概要書」を作成し、これがPEZA理事会で審査されることになります。仮にこの内容に不備がある場合、貴社プロジェクトがスムーズに承認されない可能性があります。また、輸出型製造業の場合、PEZA登録の要件として環境規制に準拠していることを証明する環境適合証明書(ECC)等の取得も併せて必要となります。

5. 申請書類が登録要件を満たしている場合、PEZA理事会の承認を得るまでにどのくらいの期間を要しますか？

PEZAの場合、各部署における手続き及び審査には通常2週間程度を要します。また、貴社プロジェクト承認の可否は月に2度開かれるPEZA理事会で決定されます。なお、プロジェクトがPEZA理事会で承認される場合、通常は条件付承認となり、理事会決議の証明書に、プロジェクト申請者が本承認を得るために準拠すべき事項が列挙されます。これらの事項をプロジェクト申請者が適切にフォローアップした後、申請者とPEZAの間で正式なPEZA登録契約書(Registration Agreement)を締結することになります。PEZA登録契約書に双方が署名した後、程なくPEZA登録証(Certificate of PEZA Registration)が発行される流れです。標準的には申請書の提出からPEZA登録証の発行まで、2~3ヶ月程度の期間を要します。

フィリピン中央銀行 (BSP)

1. 資本投資をフィリピン中央銀行 (BSP) に登録する必要がありますか？

資本投資の本国引揚げ、配当、利益送金の際に銀行両替を利用する場合にはBSP登録が必要です。それ以外の場合、BSP登録は必要ありません。

2. 銀行を通さずに資本投資を送金することはできますか？

はい。但し、1万米ドルを超える分についてはフィリピンへ持ち込む際に申告する必要があります。銀行を通さない場合、SEC及びフィリピン中央銀行 (BSP) に外国資本投資として登録することができません。

3. 資本投資は直ちにフィリピン・ペソへの転換が必要ですか？

BSPに資本投資の登録を行なう場合には、以前はフィリピン・ペソへの転換が必要でしたが、法改正により、2013年8月現在、外貨のままBSPに登録することが可能となっています。

4. 資本投資の本国引揚、利益送金に関する現行の規制は？

資本投資の本国引揚、配当、利益送金は規制されていません。国内銀行システム以外で外貨を調達し、配当、利益送金を自由に行なうことができます。但し、外貨調達が国内銀行を通じて行われる場合、資本投資は事前にBSPに登録されている必要があります。

公認代理銀行は、BSP登録証書及び必要書類の提示を受けた場合、公示レートでの外貨販売や送金（売上金、投資引揚げ、配当、外国投資登録を行った利益送金）を行う権限が与えられています。

小売業について

1億人に迫る人口と旺盛な消費欲を持った国民性を背景に、最近は従来の主流であった製造業に加え、小売業でのフィリピン進出を検討する日本企業も増えてきています。以下、小売業におけるフィリピン進出の留意点を概説します。

1. 外国投資家はフィリピンの小売業に参入できますか？

はい。2000年3月26日発効の小売自由化法（共和国法第8762号）は資本条件、規模などの基準を満たす外国人が小売業に参入できる道を整えました。但し、後述するように、実際に外資がフィリピンの小売業に参入する際のハードルは依然としてかなり高いといえます。

2. 「小売業 (Retail Trade)」の定義は何ですか？

「小売業」とは一般消費者向け商品、日用品、消耗品の恒常的な販売行為、業種、職業を指します。また、レストランなどの飲食事業も一般消費者を対象としており、ここでいう「小売業」に含まれます。

3. フィリピンの小売業に外資はどの程度参入できますか？

外資参入比率は当該小売企業の資本規模により異なります。払込資本金が250万米ドル未満の小売企業（カテゴリーA）はフィリピン人のみに制限されています。払込資本金が250万米ドル以上の小売企業（カテゴリーB、C）は外資が100%所有できます。

ハイエンドの高級商品に特化する払込資本金が25万米ドル以上の中堅企業（カテゴリーD）は、外資が100%所有できます。但し、カテゴリーB及びCの場合、一店舗あたりの投資は83万米ドル以上である必要があります。

4. 外国小売業者の資格基準はなんですか？

小売業に従事するもしくは投資する外国法人は以下の基準を満たす必要があります。

カテゴリーBに該当する場合、親会社の純資産が2億米ドル以上、カテゴリーDの場合は5,000万米ドル以上であること

世界中で5件以上の店舗もしくはフランチャイズを有し、少なくともそのうち1店の資本金は2,500万米ドル以上であること

小売業で5年以上の実績を持ち、小売企業の本国がフィリピン小売企業に互恵的な権利を与えること

フィリピンの会計制度及び財務報告フレームワーク

1. 会計制度全般について

フィリピンでは、欧州諸国と同時期の2005年よりIFRS（国際財務報告基準）と同等のPFRS（フィリピン財務報告基準）が適用されています。適用当初はIFRSとPFRS間で幾つか会計処理の差異も存在していましたが、その後、それらの差異も徐々に解消され、2013年現在、IFRSとPFRSの主要な差異はほぼなくなっており、両基準は実質的に同じ会計基準と捉えて差し支えありません。

また、会社規模等により中小企業の要件を満たす場合は、PFRSの簡易版であるPFRS for SME（中小企業向けフィリピン財務報告基準）を適用することが求められています。なお、中小企業にも満たないマイクロビジネスについては、税法基準等により財務諸表を作成することも容認されますが、進出日系企業についていえば、ほぼ例外なくPFRSもしくはPFRS for SMEに準拠した財務諸表の作成が必要と考えられます。

2. 会計期間

会計期間について、フィリピンでは暦年ベースが採用されているケースが多いですが、会計期間が12ヶ月となるその他の決算期（例：3月決算）を採用することも認められています。会社の決算日は付属定款で定められており、変更する場合には付属定款を変更するとともに、SECへの報告、BIRへの報告など、所定の手続きを要します。また、例えば、日本の親会社の決算期と統一するために会計期間を変更することも認められますが、一方で税法の規定により一課税期間は12ヶ月を超えることができないため、決算期変更の場合は、一旦12ヶ月に満たない会計期間で決算書を作成し、税務申告手続を行う必要があります。

3. 監査制度

SECの要求により、資本金が5万ペソ（約11万円）以上と比較的小規模な会社についても、独立会計士による法定監査が必要となっています。また、これとは別に税法の規定により、四半期の売上が15万ペソ（約33万円）を超える会社は確定申告書に監査済み財務諸表を添付することが求められるため、進出日系企業はほぼ全て法定監査の対象になるものと考えられます。

4. 会計書類

監査済み財務諸表は、法人税年次申告書とともに、BIRには決算日から4ヶ月目の15日まで（つまり105日以内）に、SECには120日以内に提出することが義務付けられています。なお、会計帳簿・証憑類は、申告書の提出から3年間保管することが要求されています。BIRによる税務調査もこの期間内に行なわれることから、実務上、会計帳簿・証憑類を適切に保管することが非常に重要となります。

フィリピン税制について

1. フィリピンにおける主な租税の種類

租税の種類	国税	地方税
所得及び利得に関する税	法人所得税 個人所得税 キャピタルゲイン税	
取引に関する税	相続・贈与税 付加価値税 パーセンテージ税 物品税 印紙税	地方事業税 不動産取引税
資産に関する税		固定資産税

2. 法人所得税全般

納稅義務者の種類	法人所得税の課税対象
内国法人	フィリピンの法に基づき設立された法人のこと。日本の会社のフィリピン現地法人も内国法人に該当する。内国法人は課税期間における全世界所得が法人所得税の課税対象となる。
居住外国法人	フィリピン国外の法に基づき設立され、フィリピン国内で支店等を有し、事業を営んでいる法人のこと。居住外国法人の具体例として、外国法人（例：日本）のフィリピン支店が該当。居住外国法人はフィリピン国内源泉所得が課税対象となる。
非居住外国法人	非居住外国法人とは、フィリピン国外の法に基づき設立され、フィリピン国内で事業を営まない（恒久的施設を有さない）法人のこと。非居住外国法人についてもフィリピン国内源泉所得が課税対象となる。

3. 法人所得税率について

課税所得に対して一律30%

課税所得は、総所得から必要経費を差し引いた金額をいいます。また、総所得は売上高から売上返品、値引、割戻し及び売上原価を差し引くことにより求められます。

4. 損金に関する定め

課税期間中に生じた費用で、事業との直接的な関連性があり、且つ根拠証憑を適切に具備しているものは、税務上の費用（損金）に算入することが認められています。

- ・ 貿易、事業及び専門職能の開発、管理、オペレーション並びに実施の過程で支出され又は発生し、またはそれらに直接関連するもの。
- ・ 実際に提供された個人の役務に対する給与、賃金その他の形態による報酬額で、諸手当の金銭相当額総額を含む。
- ・ 営業その他の目的のために居住地を離れている間の国内・海外旅費
- ・ 事業に使用されている固定資産の賃借料その他類似の費用
- ・ 事業開発等に直接要する交際費で、財務省長官の規定する上限額を超えないもの
 - 法律及び公序良俗に反する費用は除く
 - 政府職員又は私企業に対する賄賂、リベートその他の損金算入不可
- ・ また、納税者には税法の求めにより実証義務が課せられており、領収書(Official Receipt)その他の適切な記録をもって、下記の事項を証明しなければならないとされています。
 - 事業等との直接の関連性
 - 費用額の記載

5. 最低法人税制度 (Minimum Corporate Income Tax)

最低法人税とは、事業開始年度より4期目以降、正味課税所得がマイナスの場合、もしくは通常法人税額（30%）がMCIT（最低法人税額）を下回る場合に課せられる税金のことです。赤字法人であっても納税義務が生じるのが特徴です。

- ・ MCIT（最低法人税額）は、総所得（Gross Income）を課税標準として2%の税率を乗じることにより計算されます。「総所得（Gross Income）」とは、総収入（＝売上）から売上返品、値引、割戻及び売上原価を差し引いた金額です。

- ・通常の法人税額(30%)とMCIT（総所得の2%）を比較していずれか高い金額を納付します。
- ・当該年度の通常の法人税額を上回る部分のMCITの税額は翌年度より3年間繰延べることができます、その間における通常の法人税額から控除することが認められます。なお、MCITそのものとの相殺は認められません。
- ・最低法人税は、四半期ベースでの申告及び納付が義務付けられています（通常の法人所得税と同様）。通常法人税と最低法人税の比較は毎課税期間の最後に行われます。

6. 繰越欠損金制度 (Net Operating Loss Carry Over)

- ・税務上の欠損金（Net Operating Loss Carry Over 通称 “NOLCO”）は、発生の翌事業年度以降3年間の繰越し、及び当該繰越期間中における課税所得との相殺が認められています。
- ・但し、会社所有者（株主）の大きな変動がない場合に限り相殺が認められています。すなわち、発行済株式の額面金額又は払込み資本金額の75%以上が同一の者又はその代理人により保有されていることが前提となります。
- ・法人税を免除されている会社、及び特別法により優遇税制を享受している会社（5%総所得課税期間）で発生した欠損金は控除することができません。

7. 不当留保金課税制度(Improperly Accumulated Earnings Tax)

課税期間中に生じた費用で、事業との直接的な関連性があり、且つ根拠証憑を適切に具備しているものは、税務上の費用（損金）に算入することが認められています。

- ・原則として、毎課税期間、企業内に不当に留保された課税所得に対して10%の税金が課せられる制度。内国法人が当該法人への株主（個人）への課税を回避するために不当に多くの利益を留保することを防止するため。これは、特に所有と経営が一致しているような同族会社において、大株主である社長（個人）に配当を行う場合、個人所得税が課せられることになり、法人内に利益を留保するインセンティブが生じるため、これに対処するための制度と言えます。
- ・利益の不当留保の明白な証拠—剰余金累計額が払込済資本を超えている場合、事業上の合理的な理由がない限り、利益の不当留保の明白な証拠となります。
- ・不当留保金課税の対象から除かれるケース
 - 公的に所有された企業

- 銀行及びその他金融機関
- 保険会社
- 経済特区に登録された企業等（PEZA企業等）
- ・制度の趣旨が、同族会社の租税回避行為を防止することにあるため、日本の上場会社のフィリピン子会社が当該留保金課税の対象となるケースは実務的にはあまりないと考えられます。

（フィリピン会社法第43条の規定 - 参考情報）

不当留保金課税制度 (IAET)とは別の制度として、フィリピン会社法上、「株式会社は資本金を超える剰余金を保持することが禁止される」（会社法第43条後段）という規定が存在します。IAETと異なり、この規定はPEZA企業であっても免除はされず、また日本の親会社の100%子会社であっても適用されます。よって、超過剰余金が存在する会社は、財務諸表の注記で超過剰余金の使途（配当、拡張投資等）を開示することが求められます。

8. 法人所得税の申告と納税期限

- ・法人所得税の申告は日本と同様に「自己申告制度」であり、また法人は自らの事業年度を「課税期間」とすることができます。

法人税確定申告書	申告・納税期限
四半期申告書 (BIR Form 1702Q)	各四半期末より60日以内に提出 なお、四半期申告書には監査済み財務諸表の添付は要求されていない。
確定申告書 (BIR Form 1702)	事業年度の末日より数えて3ヶ月と15日以内に提出 (よって12月決算会社の場合は4月15日、3月決算会社の場合は7月15日が申告期限) その際、フィリピン財務報告基準(PFRS)に準拠した監査済み財務諸表の添付が要求される。

9. 拡大源泉税 (Expanded Withholding Tax)

- ・源泉徴収制度は、BIRの徴税実効性確保の観点から対象項目が幅広く設定されており、また、拡大源泉税の税率は項目により細かく分かれているため、対象項目の税率を正確に把握することが非常に重要です。

所得の支払の種類	源泉税率
賃借料（年間PHP10,000を超える不動産、個人資産の賃借料や広告塔の賃借料）	5%
専門家報酬（弁護士等の専門家、社外取締役、経営者コンサルタントへの支払い）	専門家の総収入が PHP720,000以上の場合は15%、それ以下の場合は10% 但し、10%の場合、「受け取り」印のある公証された専門家の宣誓書を入手する必要がある。
建設料（一般的な建物の建築業者、特殊建築業者、他の建築業者への支払い）	2%
ブローカー料やコミッショナ（総コミッショナ、サービス料、保険、株、不動産、移民手続き、商業ブローカー）	10%
納税トップ2万社または高額納税者（Large Tax Payer）から国内業者へ物品やサービスの対価の支払い	物品購入の場合は1%、サービス対価の支払いは2%

10. 拡大源泉税の申告と納税期限

源泉税申告書	申告・納税期限
拡大源泉税申告書 (BIR Form 1601E)	
1月から11月	月末締めの翌月10日（ただし電子申告納税システムを採用している場合は別期限あり）
12月	翌年1月15日 電子申告者：最大5日間延長できるがその会社の業種によっていつまで延長できるか規定されている

11. 最終源泉税 (Final Withholding Tax)

最低法人税とは、事業開始年度より4期目以降、正味課税所得がマイナスの場合、もしくは通常法人税額(30%)がMCIT(最低法人税額)を下回る場合に課せられる税金のことです。赤字法人であっても納税義務が生じるのが特徴です。

12. 非居住外国法人に対する所得の支払い

- ・ 海外ローンに係る利息 の源泉税率 - 20% (但し、租税条約で規定されている場合、適用申請をすれば軽減税率の適用を受けることができます)
- ・ 配当またはロイヤルティー - 30% (但し、租税条約で規定されている場合、適用申請をすれば軽減税率の適用を受けることができます)

13. 最終源泉税申告と納税期限

最終源泉税申告書	申告・納税期限
最終源泉税申告書 (BIR Form 1601F)	
1月から11月	月末締めの翌月10日 (ただし電子申告納税システムを採用している場合は別期限あり)
12月	翌年1月15日 電子申告者: 最大5日間延長できるが その会社の業種によっていつまで延長 できるか規定されている

14. 特定の事業に課されるパーセンテージ税

VATの対象とならない特定の事業者に関して、VATの代わりに総収入額に対して業種ごとに定められた税率を乗じたパーセンテージ税が課せられます。

銀行及びノンバンク	0%～5%
生命保険	5%
運輸、ラジオ、テレビ放送	3%
電気、ガス、水道	2%

・ パーセンテージ税の申告と納税期限

パーセンテージ税の申告は納税期限はVATの場合に準じます。

15. 物品税

フィリピン国内で生産または製造される物品、または一定の輸入物品に物品税が課せられ、アルコール、タバコ、石油製品、鉱物、自動車、宝石など物品の種類に応じて、それぞれ異なる税率が適用されます。なお、ディーゼル燃料、ケロセン及びバンカー燃料への物品税は0%です。一方、国内で生産された天然ガス及び液化天然ガスは免税となります。

16. 印紙税

印紙税は新規に株式を発行する際、債務証書、不動産売買、リース契約書、保険契約書を締結する際等に発生します。法人設立に際しては、株式の発行や事務所のリース契約が生じ、これらが印紙税の課税対象となるため、その納税期限（翌月5日）について十分留意が必要です。

17. キャピタルゲイン税

フィリピン証券取引所 (PSE) で取引されていない非上場の国内株式から生じたキャピタルゲインは、譲渡益に対して最初のPHP100,000は5%で、それ以降は10%で課税されます。フィリピン証券取引所 (PSE) で取引されている国内株式の場合、売却または交換、その他の方法で処分した際の価値の0.5%で課税されます。また、不動産の売却から生じたキャピタルゲインは、売却価格もしくは市場取引価格のいずれか高いほうの価格に6%の税率で課税されます。なお、キャピタルゲイン税の申告・納税期限は取引日から30日以内とされています。

18. 地方税

・ 地方事業税

製造業、卸売り販売業、流通業、ディーラー、建設業は事業を行った地域により、累進性または前年度総収入2%以下にあたる地方事業税の対象となります。生活必需品については税率は半分以下となります。小売業の場合、売上がPHP400,000以下の場合は2%、PHP400,000を超える額に対しては1%課税されます。

銀行及びその他の金融機関には事業を行う地域により、総収入に対して5%を超えない地方事業税が課されます。なお、地方事業税の申告・納税期限は事業年度の翌年1月20日となります。その他地方税として、固定資産税、住民税などがあります。

19. 個人所得税

・個人所得税に係る一般原則

フィリピン居住国民は、全世界所得について納税義務を負う一方、フィリピン非居住国民は、フィリピン国内源泉所得についてのみ納税義務を負います。また、外国人は、居住、非居住を問わず、フィリピン国内源泉所得についてのみ 納税義務を負います。

また、居住国民が雇用、事業、取引、専門サービスの提供を通じて稼得した全世界所得は、累進税率5%～32%で課税されます。32%の最高税率は50万ペソを超える課税所得に適用されます。居住外国人及び非居住国民の場合、フィリピン源泉所得が累進税率による課税対象となります。非居住外国人で、フィリピン滞在日数が年間180日以下の場合、フィリピン源泉所得が25%の税率で課税されます。それ以外の場合、フィリピン人と同様、累進税率5%～32%で課税されます。

・事業に従事している非居住外国人で、フィリピン滞在日数が毎年中に180日以下の場合

事業に従事していないとみなされ、フィリピン源泉純所得に対して一律25%の最終源泉税が課せられます。（但し、日比租税条約の3つの条件を満たし、事前に適用申請をすれば短期滞在者免除」の免税資格を得ることができます。）

・短期滞在者免税の規定

（日比租税条約 第15条（給与所得）の（2））

日比租税条約上、短期滞在者免税の規定が存在し、一方の締結国（例えば日本）の居住者が他方の締結国内（例えばフィリピン）で行う勤務について取得する報酬に対しては、次の(a)から(c)までに掲げることを条件として、一方の締結国においてのみ租税を課すことができる、とされています。

- ・ 報酬の受領者が当該年を通じて合計183日を超えない期間当該他方の締結国内に滞在すること。
- ・ 報酬が当該他方の締結国の居住者でない雇用者又はこれに代わる者から支払われること。
- ・ 報酬が当該他方の締結国内に雇用者の有する恒久的施設又は固定的施設によって負担されるものでないこと。

以上の3つの条件すべてが満たされて、かつ税務当局に事前に適用申請をすれば短期滞在者免税の特権が利用できます。

- 事業に従事している非居住外国人で、フィリピン滞在日数が1暦年中に181日以上の場合

フィリピン源泉純所得に対して通常の5%～32%の給与源泉税が課せられます。

年間課税所得	税率
PHP10,000 以下	5%
PHP10,000 超 PHP30,000 以下	PHP500 + PHP10,000を超える部分の10%
PHP30,000 超 PHP70,000以下	PHP2,500 + PHP30,000を超える部分の15%
PHP70,000 超 PHP140,000 以下	PHP8,500 + PHP70,000を超える部分の20%
PHP140,000 超 PHP250,000以下	PHP22,500+PHP140,000を超える部分の25%
PHP250,000 超 PHP500,000 以下	PHP50,000 + PHP250,000を超える部分の30%
PHP500,000 超	PHP125,000 + PHP500,000を超える部分の32%

なお、上記が通常のケースですが、これ以外にもリージョナル本部(RHQ)、リージョナルオペレーティング本部(ROHQ)、オフショア・バンкиング・ユニット、石油開発関連企業に従事する外国人従業員が一定の要件を満たす場合、所得（給与、年金、謝礼金、手当など）に対して15%の税率で課税されます。

20. 給与所得にかかる源泉税の申告と納税期限

- 月次申告（報告要件一雇用者）

給与所得の源泉税	申告・納税期限
報告要件一雇用者	<ul style="list-style-type: none"> マニュアル申告の場合 翌月10日まで 但し、12月分は翌年1月15日まで
月次申告書 (BIR Form1601-C)	<ul style="list-style-type: none"> 電子申告(e-filers)の場合 申告は業種区分により 各月末から 11～15日以内 但し、納税（支払）は全業種翌月15日まで
	12月分の納税（支払）は 翌年1月20日まで

・ 年次申告（報告要件一雇用者）

給与所得の源泉税	申告・納税期限
報告要件一雇用者 年次申告書(BIR Form1604CF) (給与所得にかかる源泉税 および最終源泉税にかかわ る年次申告書)	申告期限：翌年1月31日までに1年分の被雇用者 のアルファリストを添付して提出

・ 年次申告（報告要件一被雇用者）

給与所得の源泉税	申告・納税期限
報告要件一被雇用者 年次申告書(BIR Form1700)	みなし申告適用者以外の出向者または国民である被雇用者は年次申告書(1700)を翌年4月15日までに申告しなければならない。

最近の税務上のトピック

1. 移転価格ガイドライン（歳入規則第2-2013）の公表

- ・ フィリピンにおける移転価格税制は、長く正式な税務通達が公表されておらず、BIRによる移転価格課税の執行は税法規定（内国歳入法第50条）やOECDの移転価格ガイドラインに拠って行われていました。2013年1月、ようやく正式な通達と言うべき移転価格ガイドライン（以下、ガイドライン）が公表され、2013年2月より適用となっています。

従来の取扱いと最も大きく異なる点として、ガイドライン上、納税者に新たに移転価格文書の作成と保持が義務付けられました。すなわち文書化義務が明記されたため、納税者はこれに対応する必要があります。なお、ガイドラインの中身自体は、OECDの移転価格ガイドラインに概ね沿った内容となっていますが、フィリピン移転価格ガイドラインの特徴を幾つかあげてみます。

1. 上述の通り、ガイドライン上、納税者に移転価格文書の作成と保持が要求されている。すなわち、文書化義務が明記された。
2. 紳税者はBIRから求められた場合、移転価格文書を提示しなければならないが、確定申告書に添付して提出することは要求されていない。
3. （クロスボーダー取引だけでなく）フィリピン国内における関連者間取引にも適用される。
4. 事前確認制度(APA)や相互協議(MAP)についての細かい言及はなく、これらについては別途ガイドラインが公表されることが述べられている。

ガイドラインの公表を受け、今後、BIRによる移転価格調査が本格化することが予想されます。その際、移転価格文書の保持が関連者間取引が独立企業原則(Arm's Length Principle)に準拠していることを示す強い証拠となるため、各企業として早期に対応策を検討することが必須と考えられます。

付録 I

外国投資法に基づく第9次ネガティブリスト（2013年8月現在）

リストA：憲法または特別法により、外資が規制されている分野 外資が許可されない分野

- ・マスメディア（記録を除く）
- ・ライセンスを要する専門職等¹
- ・払込資本金額が250万米ドル未満の小売業²
- ・協同組合
- ・民間警備会社
- ・小規模採掘
- ・群島内、領海内、排他的経済海域内の海洋資源の利用及び河川、湖沼内の小規模資源利用
- ・闘鶏場の所有、運営
- ・核兵器の製造、修理、貯蔵、流通³³
- ・生物、化学、電磁兵器、対人地雷の製造、修理、貯蔵、流通³
- ・爆竹その他花火製品の製造

外資が20%以下に規制されている分野

- ・民間ラジオ通信網

¹ 別に定められている場合を除き、フィリピン国民に限定される。なお、第9次ネガティブリストにおいて、外国人の就労が認められない業種につき、既に規制されている弁護士、会計士、医師等の専門職に加え、不動産サービス(Real estate service)、呼吸器治療(Respiratory therapy)、心療内科(Psychology)が新たに追加された。

² 以下の場合、外資100%が可能。(a) 払込資本250万米ドル以上で、一店舗当たりの投資額が83万米ドル以上。(b) ハイエンドの高級商品に特化し、一店舗当たり払込資本金が25万米ドル以上の小売業

³ 国内投資も禁止されている

外資が25%以下に規制されている分野

- ・ 民間人材紹介業（国内、海外のいずれで雇用されるかを問わない）
- ・ 国内で資金供与される公共事業の工事、修理契約。但し、以下を除く
 - a. 共和国法7718に基づくインフラ開発プロジェクト
 - b. 外国の資金供与、援助を受け、国際競争入札を行なうプロジェクト
- ・ 防衛関連施設の建設契約

外資が30%以下に規制されている分野

- ・ 民間人材紹介業（国内、海外のいずれで雇用されるかを問わない）

外資が40%以下に規制されている分野

- ・ 天然資源の発掘、開発、利用⁴
- ・ 私有地の所有
- ・ 公益事業の運営
- ・ 教育機関の所有、設立、運営
- ・ 米・コーン産業への参入（交換取引、購入による小売を除く栽培、生産、製米・製粉、取引）⁵
- ・ 国有企業、公営企業への原材料、商品の供給契約
- ・ 公益事業免許を必要とするBOTプロジェクトの提案、施設運営
- ・ 深海漁船の運営
- ・ 損害査定会社
- ・ 共用部分が法人もしくは個別の世帯により所有されるコンドミニアムユニットの所有

外資が49%以下に規制されている分野

- ・ 金融貸付会社⁶

外資が60%以下に規制されている分野

- ・ SEC管轄下の投資会社⁷
- ・ SEC管轄下の金融会社⁷

⁴ 大統領が承認する資金・技術援助契約に基づく場合、外資100%が可能

⁵ 操業開始から30年以内に資本の60%以上をフィリピン国民に譲渡する場合、外資100%が可能

⁶ 共和国法第9474号に基づき営業を行う金融貸付会社は、外資の出資比率が49%に制限される。

⁷ フィリピン国民に同等の権利を付与する国でない場合、その国の国民が該当する投資会社及び金融会社の株を保有することは認められない。

リストB：安全保障、防衛、保健、公序良俗、中小企業保護の観点から外資参入が規制されている分野

外資が40%以下に規制されている分野

- ・ フィリピン国家警察 (PNP)の許可を要する品目（銃器、火薬、ダイナマイト、爆薬製造時に使用する材料、眼鏡照準具等）の完成品及び原材料の製造、修理、保管、流通。但し、完成品の相当量が輸出され、外国資本参入割合が許可書に明記されている場合、これらの品目の製造及び修理はPNP承認の下、非フィリピン人でも行うことができる。
- ・ 国家防衛省 (DND) の許可を要する品目（銃、銃弾、軍用機、船舶等）及びDND長官が別に定めた品目の製造、修理、保管、流通。但し完成品の相当量が輸出され、外国資本参入割合が許可書に明記されている場合、これらの品目の製造及び修理はDND承認の下、非フィリピン人でも行うことができる。
- ・ 危険薬物の製造、流通
- ・ サウナ、スチームバス、マッサージクリニック、その他類似の活動で公序良俗に反する可能性があるため法により規制されているもの。
- ・ レース場の運営等、あらゆる賭博行為。但しPEZA地域内行われるPAGCORとの投資契約によるものを除く。
- ・ 払込資本金額が20万米ドル未満の国内市場向け企業
- ・ 先端技術を有するか、少なくとも50人以上を直接雇用し、払込資本金額が10万米ドル未満の国内市場向け企業

PwC member firms worldwide

Afghanistan	British Virgin Islands	Czech Republic	Iceland
Albania	Bulgaria	Denmark	India
Algeria	Cambodia	Dominican Republic	Indonesia
Angola	Cameroon, Republic of	Ecuador	Iraq
Antigua	Canada	Egypt	Ireland
Argentina	Cape Verde	El Salvador	Israel
Armenia	Cayman Islands	Equatorial Guinea	Italy
Aruba	Chad	Estonia	Jamaica
Australia	Channel Islands	Fiji	Japan
Austria	Chile	Finland	Jordan
Azerbaijan	China	France	Kazakhstan
Bahamas	Colombia	Gabon, Republic of	Kenya
Bahrain	Congo, Democratic Republic of	Georgia	Korea
Bangladesh	Congo, Republic of	Germany	Kosovo
Barbados	Costa Rica	Ghana	Kuwait
Belarus	Cote d'Ivoire (Ivory Coast)	Gibraltar	Kyrgyzstan
Belgium	Croatia	Greece	Laos
Bermuda	Curacao	Guatemala	Latvia
Bolivia	Cyprus	Guinea	Lebanon
Bosnia and Herzegovina		Honduras	Libya
Botswana		Hong Kong	Lithuania
Brazil		Hungary	Luxembourg

Macau	Nicaragua	Solomon Islands	United States of America
Macedonia	Nigeria	South Africa	
Madagascar	Norway	Spain	Uruguay
Malawi	Oman	Sri Lanka	Uzbekistan
Malaysia	Pakistan	St. Kitts & Nevis	Venezuela
Maldives	Panama	St. Lucia	Vietnam
Malta	Papua New Guinea	Surinam	West Bank & Gaza
Mauritius	Paraguay	Swaziland	Zambia
Mexico	Peru	Sweden	Zimbabwe
Moldova	Philippines	Switzerland	
Monaco, Principality of	Poland	Tahiti	
Mongolia	Portugal	Taiwan	
Montenegro	Puerto Rico	Tanzania	
Morocco	Qatar	Thailand	
Mozambique	Romania	Trinidad & Tobago	
Myanmar	Russia	Tunisia	
Namibia	Rwanda	Turkey	
Nepal	Saudi Arabia	Turks & Caicos Islands	
Netherlands	Senegal	Uganda	
Netherlands Antilles	Serbia	Ukraine	
New Caledonia	Singapore	United Arab Emirates	
New Zealand	Slovakia		
	Slovenia	United Kingdom	

PwC フィリピン お問合せ先

本店：メトロ・マニラ

住所：

Address 29th Floor Philamlife Tower
8767 Paseo de Roxas 1226, Makati City

電話（代表） +63 (2) 845 2728

ファックス +63 (2) 845 2806

私書箱 P.O. Box 2288 Manila

E-mail address

- markets@ph.pwc.com

支店：セブ

住所：

Address Keppel Center, Unit 1001-B
Samar Loop corner Cardinal Rosales Avenue
Cebu Business Park, 6000 Cebu City

電話 +63 (32) 231 6464; 233 5020

ファックス +63 (32) 233 9615

本ガイドに関するお問い合わせ先（PwCフィリピン日系企業部）

伊藤 忠顕（ディレクター）

+63 (2) 459 2051 （直通）

tadaaki.ito@ph.pwc.com

東城 健太郎（シニア・マネージャー）

+63 (2) 459 2065 （直通）

kentaro.tojo@ph.pwc.com

石井 裕美（マネージャーアドバイザリー担当）

+63 (2) 459 2073 （直通）

yumi.ishii@ph.pwc.com

www.pwc.com/ph



Isla Lipana & Co.